

発達障害児（者）の支援

～障害の有無にかかわらず、子どもたちが能力を発揮できる社会を目指して～

令和6年2月7日（水）
知事定例記者会見資料

担当 福祉医療部
障害福祉課 森本、松本
(内) 2830、2832
医療政策局
疾病対策課 小島、橋本
(内) 3130、2931

～障害の有無にかかわらず、子どもたちが能力を発揮できる社会を目指して～

3つの柱に基づき、発達障害児（者）に対する支援を充実

I 当事者とその家族に寄り添い、伴走する体制の充実

発達障害のある子どもとその家族に寄り添い、気になる段階からライフステージを通じて伴走する体制を充実させるため、相談窓口の対応力向上等に取り組む。

○県発達障害者支援センターの相談員増員(5名→7名)・地域支援マネージャー新設(2名)【**拡充・新規**】

○市町村の乳幼児健診等における発達特性発見スキル向上のための研修を充実【**拡充**】

など

II 早期に適切な発達支援につなげる仕組みの構築

支援を必要とする子どもたちを早期に適切な支援につなげるため、発達障害の診断を行う医師の確保・育成に向けた取組を行うとともに、福祉と医療が適切な役割分担と連携ができる仕組みを構築する。

○県総合リハビリテーションセンターの小児科医師を増員（1診追加）【**新規**】

○発達障害医療を担える小児科医の育成のために専攻医を県総合リハビリテーションセンターに受入れ【**新規**】

○発達障害児を支援する拠点に診断前のアセスメントを行う専門職を配置【**新規**】

など

III 当事者を中心に、地域でチームとして支援する体制の整備促進

当事者を中心に、地域でチームとして支援する体制の整備促進に向け、障害児支援の質の向上に取り組む市町村を支援するほか、支援に関わる関係機関のネットワークづくり等を行う。

○児童発達支援センターの設置や保育所への巡回支援等に取り組む市町村に対し補助【**新規**】

○診断に携わる医師間の連携強化、地域で支援を行う福祉事業所・学校等のネットワークの構築【**新規**】

など